

3-4表 令和4年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
2-11	労働組合	①X (製造業) ②Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	2.5.29	4.3.8	棄却	649日	
2-21	労働組合	X (生活関連サービス業, 娯楽業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	2.9.14	4.1.6	一部救済	480日	再審査 (使)
2-24	労働組合	X (教育, 学習支援業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止 ・雇止めの撤回 ・金員の支払い	2.10.30				
2-25	労働組合	①X (情報通信業) ②Y (情報通信業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	2.11.26	4.1.31	関与和解	432日	
2-28	労働組合	X (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	2.12.15	4.5.11	一部救済	513日	再審査 (使)
3-3	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・解雇撤回、原職復帰 ・バックペイ ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.2.9	4.8.17	却下・棄却	555日	再審査 (労)
3-6	労働組合	X (製造業)	1 3	・解雇撤回 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・差別的取扱いの禁止	3.3.18	4.3.8	関与和解	356日	
3-7	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 3	・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.3.24	4.12.13	一部救済	630日	再審査 (双方)
3-9	労働組合	X (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	3.3.30	4.2.28	関与和解	336日	
3-10	労働組合	X (建設業)	1 2 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.1				
3-11	労働組合	①X (教育, 学習支援業) ②Y (複合サービス事業)	2 3	・誠実団交実施 ・直接交渉の禁止 ・支配介入の禁止 ・脱退工作の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.2	4.3.7	関与和解	340日	
3-12	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・バックペイ ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.13	4.1.11	関与和解	274日	
3-13	労働組合	X (サービス業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.5.6	4.12.28	関与和解	602日	

3-4表 令和4年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該当号	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
3-15	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3 4	・雇止めの撤回 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・不利益取扱いの禁止	3.5.17	4.3.1	関与和解	289日	
3-16	労働組合	X (医療, 福祉)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.5.18	4.6.7	一部救済	386日	行政訴訟 (使)
3-17	労働組合	①X (サービス業) ②Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	3.5.19	4.3.14	関与和解	300日	
3-19	労働組合	①X (サービス業) ②Y (製造業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.5.28	4.11.16	棄却	538日	
3-20	①労働組合A ②労働組合B	X (運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.6.29	4.7.1	関与和解	368日	
3-21	①労働組合A ②労働組合B	X (サービス業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・バックペイ ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.6.30	4.4.13	関与和解	288日	
3-22	労働組合	①X (生活関連サービス業, 娯楽業) ②Y (生活関連サービス業, 娯楽業)	1 2	・バックペイ ・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	3.7.1	4.2.14	関与和解	229日	
3-23	労働組合	①X (製造業) ②Y (サービス業) ③Z (サービス業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.9.9	4.12.13	棄却	461日	
3-24	労働組合	X (製造業)	2 3	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	3.9.15	4.4.6	無関与和解	204日	
3-25	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.9.16				
3-26	労働組合	X (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	3.9.22	4.4.20	関与和解	211日	
3-27	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.9.28	4.2.3	関与和解	129日	
3-28	労働組合	①X (製造業) ②Y (製造業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	3.10.20	4.8.24	関与和解	309日	
3-29	労働組合	①X (製造業) ②Y (製造業)	1 3	・解雇撤回 ・バックペイ ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.10.20	4.11.15	関与和解	392日	

3-4表 令和4年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
3-30	労働組合	①X (建設業) ②Y (建設業) ③Z (建設業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.11.10				
3-31	労働組合	①X (製造業) ②Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	3.12.2	4.7.19	関与和解	230日	
3-32	労働組合	①X (サービス業) ②Y (製造業)	2 3	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	3.12.21	4.5.13	関与和解	144日	
4-1	労働組合	X (生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.1.21				
4-2	労働組合	X (情報通信業)	2	・団体交渉応諾 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.2.9				
4-3	労働組合	①X (サービス業) ②Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.2.10	4.6.9	関与和解	120日	
4-4	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・雇止めの撤回 ・ポスト・ノーティス	4.3.2	4.3.14	無関与和解	13日	
4-5	労働組合	X (医療, 福祉)	2	・誠実団交実施	4.3.11				
4-6	労働組合	X (教育, 学習支援業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.3.22				
4-7	労働組合	X (サービス業)	1 2	・誠実団交実施 ・解雇撤回、原職復帰 ・バックペイ	4.3.28	4.12.13	関与和解	261日	
4-8	労働組合	①X (サービス業) ②Y (運輸業, 郵便業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.4.20	4.10.24	関与和解	188日	
4-9	労働組合	①X (建設業) ②Y (建設業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.4.28	4.10.25	関与和解	181日	
4-10	労働組合	X (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.5.13	4.12.16	関与和解	218日	
4-11	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.5.24				
4-12	①労働組合A ②労働組合B	X (医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.5.30				
4-13	労働組合	X (金融業, 保険業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・離職の撤回 ・高年齢者雇用安定法による就業 確保措置の構築	4.6.17				
4-14	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・雇止めの撤回 ・ポスト・ノーティス	4.7.21	4.11.21	関与和解	124日	
4-15	労働組合	①X (サービス業) ②Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.8.24				

### 3-4表 令和4年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
4-16	労働組合	X (製造業)	1	・解雇撤回 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス	4.8.25	4.8.31	取下げ	7日	
4-17	労働組合	X (建設業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.9.20	4.11.30	関与和解	72日	
4-18	労働組合	①X (建設業) ②Y (建設業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.24				
4-19	労働組合	X (宿泊業, 飲食サービス業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25				
4-20	労働組合	X (建設業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25				
4-21	労働組合	X (複合サービス事業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.10.31				
4-22	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止	4.11.17				
4-23	労働組合	X (サービス業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.11.30				
4-24	労働組合	X (生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.14				
4-25	労働組合	X (製造業)	1 2 3	・金員の支払い ・処分の撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.23				